

邑楽町工事指名競争入札参加者指名停止基準等設置要綱

（目的）

第1条 この基準は、邑楽町が発注する建設工事の請負及び調査、設計等の業務委託並びに物品購入等（以下「町工事等」という。）の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、邑楽町建設工事等競争入札参加者（以下「有資格業者」という。）又はその使用人（下請業者を含む。以下同じ。）が、工事事故、贈賄及び不正行為等（以下「工事事故等」という。）を起こした場合の指名業者又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外すること（以下「指名停止」という。）に関して必要な措置を定めることを目的とする。

（指名停止の事由及び期間）

第2条 町長は、有資格業者又はその使用人が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる事項に該当すると認めた場合は、その状況に応じそれぞれ別表各号に掲げる期間、当該有資格業者に指名停止等の措置を講ずるものとする。

（指名停止の期間の計算）

第3条 指名停止の期間は、町長の決裁を受けた日から起算して、別表第1及び別表第2に定める区分及び事項に応じた期間とする。

2 指名停止の期間中に別表第1及び別表第2のいずれかに該当した場合の指名停止の期間は、当該指名停止の措置を決定する町長の決裁を受けた日から起算する。

3 前項の場合における指名停止の期間は、別表第1及び別表第2に定める通常の指名停止の期間に委員会が定めた期間を加算して定めることができる。

（委員会）

第4条 町長の命を受け指名停止に係る事実の調査を行い、指名停止の可否及び停止期間を検討し、その処分の公平を期するため邑楽町工事等指名停止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、副町長を委員長とし、総務課長、企画課長、財政課長、農業振興課長、建設環境課長、都市計画課長及び教育委員会事務局学校教育課長をもって委員とする。

2 委員長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。ただし、総務課長が不在となるときは、あらかじめ総務課長の指定する課長がその職務を代行する。

（停止期間の特例）

第6条 町長は、別表各号の規定に該当する有資格業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委員会に諮り、当該有資格業者の指名停止を緩和し、又は指名停止をしないことができる。

（1） 工事の施工方法に関して特許権を有しているとき。

（2） その他委員会において事情やむを得ないと認めたとき。

（指名の停止）

第7条 町長は、町工事等以外において発生した工事事故等の場合においても、委員会に諮り、別表各

号に規定する範囲内において当該有資格業者の指名停止をすることができるものとする。

（指名停止の短縮または解除）

第8条 町長は、別表各号の規定により指名停止を受けた有資格業者について、その後の情状により、相当と認める場合は、委員会に諮り、指名停止の短縮又は指名停止を解除することができる。

（指名停止期間の延長）

第9条 町長は、工事事故等の内容が特に重大と認める場合は、委員会に諮り、別表各号に定める指名停止期間を超えて指名停止期間を定めることができる。

（事務手続及び審査）

第10条 町工事等担当課長はその所管する工事の施工等に関して有資格業者又はその使用人が別表各号の規定に該当すると認められる場合は、当該工事事故等に関し、速やかに指名停止要綱等に関する報告書（様式第1号）により町長に報告しなければならない。

（指名停止の可否の決定）

第11条 町長は、前条の規定に基づく報告書を受理したときは、当該有資格業者に対する指名停止の可否及び期間について委員会に諮り決定するものとする。

- 2 指名停止期間は、別表各号に定める「停止期間」の範囲内において、工事事故等の実態、従前の取扱いを勘案して定めるものとする。
- 3 この基準中、二以上の事項に該当する場合の指名停止の期間は、当該事項の期間を加算するものとする。
- 4 この基準に共同企業体が該当するときは、甲型、乙型を問わず適用するものとする。
- 5 共同企業体が起こした工事事故等については、別表第2の第2号に該当する場合を除き、当該企業体及び事実の原因者に適用するものとする。
- 6 共同企業体が起こした工事事故等が、別表第2の第2号に該当する場合においては、当該企業体及びその構成員にそれぞれに適用するものとする。
- 7 共同企業体の構成員が当該企業体以外において起こした工事事故等で、別表第2の第2号に該当する場合においては、当該企業体にも適用するものとする。
- 8 町の都合により標準工期より短く工期を定めた場合において、その短縮された期間に相当する期間の遅延については、処分の対象にしないものとする。
- 9 有資格業者が別表各号に掲げる事項に該当する場合は、当該事項に対応する停止期間を適用することを原則とするが、特別な場合においては、情状により「指名の見合わせ」又は「厳重注意」をもってこれに代えることができるものとする。
- 10 指名停止の処分は、原則として当該有資格業者に対しては通知しないものとするが、適宜の方法により注意を与えるものとする。ただし、別表第1の8号及び別表第2の7号から14号までに該当し指名を停止した場合においては、指名停止通知書（様式第2号）により特に通知するものとする。
- 11 町工事等担当課長は、指名停止期間の短縮等の措置が必要と認められるときは、委員会に審査を依頼し、その結果を指名停止期間の短縮・解除・延長に関する報告書（様式第3号）により町長に報告するものとする。

(指名の取消し)

第12条 町長は、第2条の規定により指名停止の決定をした場合において、指名停止の決定をした有資格業者について当該指名停止決定の日以前に指名を行っているときは、入札執行の前まで又は随意契約の相手方決定の前までに、当該指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から指名について辞退の申し出があった場合はこの限りでない。

2 前項の指名取消しは、指名取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

附 則(平成5年12月15日邑楽町告示第75号)

この要綱は、平成5年12月15日から施行する。

附 則(平成12年11月1日邑楽町告示第143号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年7月23日邑楽町告示第96号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年11月16日邑楽町告示第143号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月29日邑楽町告示第47号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日邑楽町告示第43号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月22日邑楽町告示第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月10日邑楽町告示第28号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日邑楽町要綱第36号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月18日邑楽町要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日邑楽町要綱第89号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

区分		事 項	停止期間
虚偽記載	1	町の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 箇月以上 6 箇月以内
	2	町工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）	1 箇月以上 6 箇月以内
粗雑工事等	3	町内における町工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	1 箇月以上 3 箇月以内
	4	町工事等の施工に当たり、現場管理が不良であって、町又は第三者に迷惑をかけたと認められるとき。	1 箇月以上 6 箇月以内
	5	会計検査院、県及び町の検査の結果、施工不良工事として指摘を受けたとき。	1 箇月以上 6 箇月以内
契約違反	6	第2号に掲げる場合のほか、町工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	2 週間以上 6 箇月以内
	7	正当な理由がなくて、工期内に請負工事を完成させなかったとき。	2 週間以上 3 箇月以内
工事事故	8	町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	
		（1）公衆に死亡者を出したとき。	1 箇月以上 12 箇月以内
		（2）公衆に負傷者を出したとき。	1 箇月以上 6 箇月以内
		（3）公衆に損害を与えたとき。	1 箇月以上 6 箇月以内
		（4）工事関係者に死傷者を出したとき。	2 週間以上 12 箇月以内

別表第2

区分		事 項	停止期間
贈 賄	1	有資格業者（役員又はその使用人を含む。）が本町の職員又は他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	2	次に掲げる者が、本町の職員又は他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴の提起を知った日から
		（1）有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	4 箇月以上12 箇月以内
		（2）有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で（1）に掲げる者以外の者（以下「一般役員」という。）	3 箇月以上9 箇月以内
		（3）有資格業者の使用人で（2）に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	2 箇月以上6 箇月以内
独 占 禁 止 法 違 反	3	業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第3 条又は、第8 条第1 号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当と認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	2 箇月以上9 箇月以内
	4	町工事等に関し、独占禁止法第3 条又は第8 条第1 号に違反した場合において、当該違反が特に悪質であると認められるとき。	3 箇月以上9 箇月以内
談 合	5	有資格業者（役員又はその使用人を含む。）が談合の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	6	有資格業者（役員又はその使用人を含む。）が談合の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴の提起を知った日から
		（1）町工事等の請負契約に関するとき。	3 箇月以上12 箇月以内
		（2）一般工事等の請負契約に関するとき。	2 箇月以上12 箇月以内
不正行為等	7	契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。	1 箇月以上12 箇月以内
	8	競争入札において、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正な利益を得るために連合したとき。	2 箇月以上6 箇月以内
	9	落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。	1 箇月以上6 箇月以内
	10	監督又は検査の実施に当たり、監督員又は検査員の職務の執行を妨げたとき。	1 箇月以上6 箇月以内
	11	指名競争入札において、指名されたにもかかわらず、正当な理由がなく入札に参加しなかったとき。	1 箇月以上6 箇月以内
	12	正当な理由がなく契約を締結せず、又は契約を履行しなかったとき。	1 箇月以上6 箇月以内
	13	前各号のいずれかに該当する事実があった後2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支払人その他の使用人として使用したとき。	1 箇月以上6 箇月以内
	14	前各号に掲げるもののほか、町工事等の受注又は履行に関して不正行為のあったとき。	1 箇月以上6 箇月以内

経営不振等	15	経営不振により、不渡手形を発行したとき。	経営の再建がなされたと認められるまでの期間
	16	経営不振のため支払能力が著しく低下していると認められるとき。	経営の再建がなされたと認められるまでの期間
	17	従業員又は下請業者に対し、賃金又は請負代金の不払いをしたとき。	不払賃金又は請負代金が支払われるまでの期間
暴力団等	18	有資格業者、その役員又は有資格業者の経営に実質的に関与している者が暴力団関係者であると認められるとき。	6 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間
	19	有資格業者、その役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	2 箇月以上 6 箇月以内
	20	有資格業者、その役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	2 箇月以上 6 箇月以内
	21	有資格業者、その役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	6 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間
	22	有資格業者、その役員が、暴力団関係業者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。	2 箇月以上 6 箇月以内
	23	有資格業者（役員又はその使用人を含む。）が、暴力団又は暴力団関係者がその経営又は運営に実質的に関与している業者であること若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している業者と知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。	2 箇月以上 6 箇月以内
その他	24	有資格業者が受注した契約の履行に対し、有資格業者又は下請その他の当該契約に関する契約の相手方が、暴力団又は暴力団関係者からの不当な要求や介入を受け又は受けたことを知ったにもかかわらず、遅滞なくその旨を町及び警察に届け出なかったとき。	2 週間以上 6 箇月以内
	25	建設業法第 28 条に基づき処分されたとき。	
		（１）同法同条第 1 項の規定に該当し、指示されたとき。	1 箇月以上 6 箇月以内
		（２）同法同条第 3 項の規定により、営業停止を命ぜられたとき。	営業停止期間中
	26	法令に違反し、有資格業者として不相当と認められたとき。	1 箇月以上 6 箇月以内
	27	有資格業者として社会的信用を著しく失墜した行為があると認められるとき。	1 箇月以上 6 箇月以内
	28	現場管理において、著しく注意義務を欠いたと認められるとき。	2 週間以上 3 箇月以内